

とともに、同町が運営する農場で農業実習を受けさせ、改善更生の促進を図っている¹¹⁶ (第2-3-12図)。

第2-3-12図 沼田町就業支援センター



(出典) 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo19.html)

ウ 処遇全般の充実・多様化

① 関係機関の連携

非行の深刻化に対処するため、少年のプライバシーなどとの調整を図りながら、関係機関が情報を共有し、各機関のなすべき役割を果たしていく必要がある。

法務省は、以下の取組により、保護処分 of 適正かつ円滑な執行を図っている。

- ・全国の少年院において、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所、少年鑑別所といった関係機関の担当者が一堂に会し、在院者の少年院入院後の処遇経過や今後の処遇方針、保護関係調整について検討を行う**処遇ケース検討会**を実施
- ・家庭裁判所、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会、保護観察所において、少年院や保護観察における効果的な処遇と連携の在り方を検討するため、定期的に協議会を開催
- ・処遇機関において、必要に応じ、学校、警察、福祉施設の職員とも個別事例の検討を実施

② 社会参加活動や社会貢献活動による改善更生の取組

保護観察所は、社会性に乏しい少年を社会体験的な活動に参加させることにより、その健全育成を図る社会参加活動を実施している。また、平成25（2013）年6月に公布された「**刑法等の一部を改正する法律**」（平25法49）により、「**更生保護法**」に基づく保護観察の特別遵守事項の類型の一つに、社会貢献活動に関する規定が加えられた。これは、少年や若者を中心とする保護観察対象者が、福祉施設での介護補助活動や公共の場所での清掃活動など社会に役立つ活動を行い、他人から感謝されることや周囲と協力しつつ任された役割をやり遂げることにより、自己有用感や社会性、規範意識の向上を図るためのものである。保護観察所では、平成23年度から活動場所の確保や活動のノウハウを蓄積することなどを目的として、本人の同意を得た上で、関係機関・団体の協力の下、各地で社会貢献活動を先行実施している。上記規定の施行後においては、先行実施を通じて得た知見などを活用し、一層多様で効果的な活動の実施に努めていく。

116 http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_hogo19.html

COLUMN
No.9

更生保護における社会貢献活動

犯罪をした人や非行のある少年のうち、多くの者に共通する傾向として、「どうせ頑張っても無駄だ」「自分など誰の役にも立たない」といった諦めの気持ちや自信のなさがあり、これらは、犯罪や非行から立ち直り、一人の社会人として自立していく上で克服しなくてはならない大きな課題の一つである。ここでは、こうした課題を克服するために、保護観察に付された少年等に対して保護観察所が行っている取組の一つである社会貢献活動について紹介する。

1 概要

社会貢献活動とは、社会の役に立つ活動を行い、他人から感謝されることなどを通じて、達成感（「自分もやればできるんだ」）や自己有用感（「自分も人の役に立てるんだ」）を獲得させ、その立ち直りを促し、再犯・再非行の防止を図る取組である。

活動の内容としては、例えば、公園や海岸といった公共の場所での環境美化活動や、福祉施設での車椅子や遊具の清掃、介護・レクリエーションの補助といった活動が実施されている。



(図1) 海岸における清掃活動（海岸のゴミを拾う保護観察対象者）



(図2) 障害福祉サービス事業所における介護補助（利用者に話しかける保護観察対象者）

2 参加者の反応

参加した少年等からは、「他にもこうした活動があれば参加したいと思った」「まだまだ自分は甘い考えだったんだなと気付いた」「自分でも人の役に立てることが分かった」「お年寄りの方が『また来てね』と言ってくれて、うれしかった」など、活動を通して、自分の新たな一面を見出したり、人の役に立つことのうれしさや他者に配慮することの大切さに気付いたりしたという感想が寄せられている。

3 活動をより充実させるために

社会貢献活動を実施するためには、活動場所の提供を始め、活動中の保護観察対象者に対する助言や励ましをいただいたり、あるいは一緒に活動していただいたりするなど、地域の様々な機関や法人、ボランティア団体その他の方々の協力が不可欠である。

保護観察の特別遵守事項の類型の一つとして社会貢献活動を設定することを可能とする改正更生保護法の施行後も、より多様な活動場所を確保し、一層効果の高い活動を実施するため、社会貢献活動に対する地域の方々の理解と協力がこれまで以上に得られるよう、積極的な広報活動や、活動場所を提供していただく機関・団体等が感じる不安の低減等に努めていく。

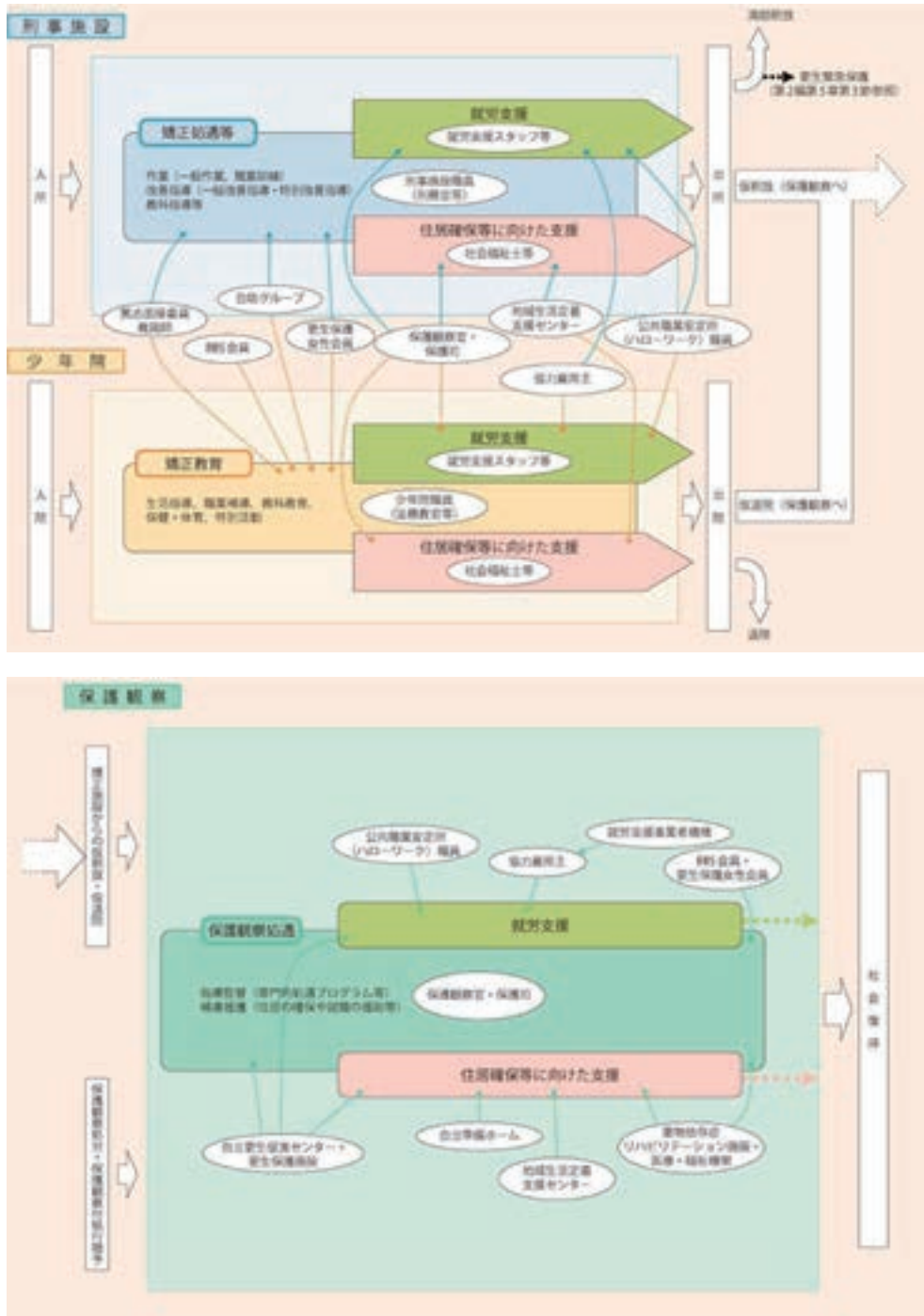
③ 民間ボランティア・施設・団体等との連携

(第2部第4章第3節2「地域における多様な担い手の育成」を参照。)

(9) 非行少年に対する就労支援等(法務省, 厚生労働省)

少年院や少年刑務所等は, 処遇の一環として, 就労に対する心構えを身に付けさせ, 就労意欲を喚起し, 各種の資格取得を奨励している。また, ハローワークなどの連携による職業講話, 職業相談, 職業紹介, 求人情報の提供といった就労支援を実施している(第2-3-13図)。

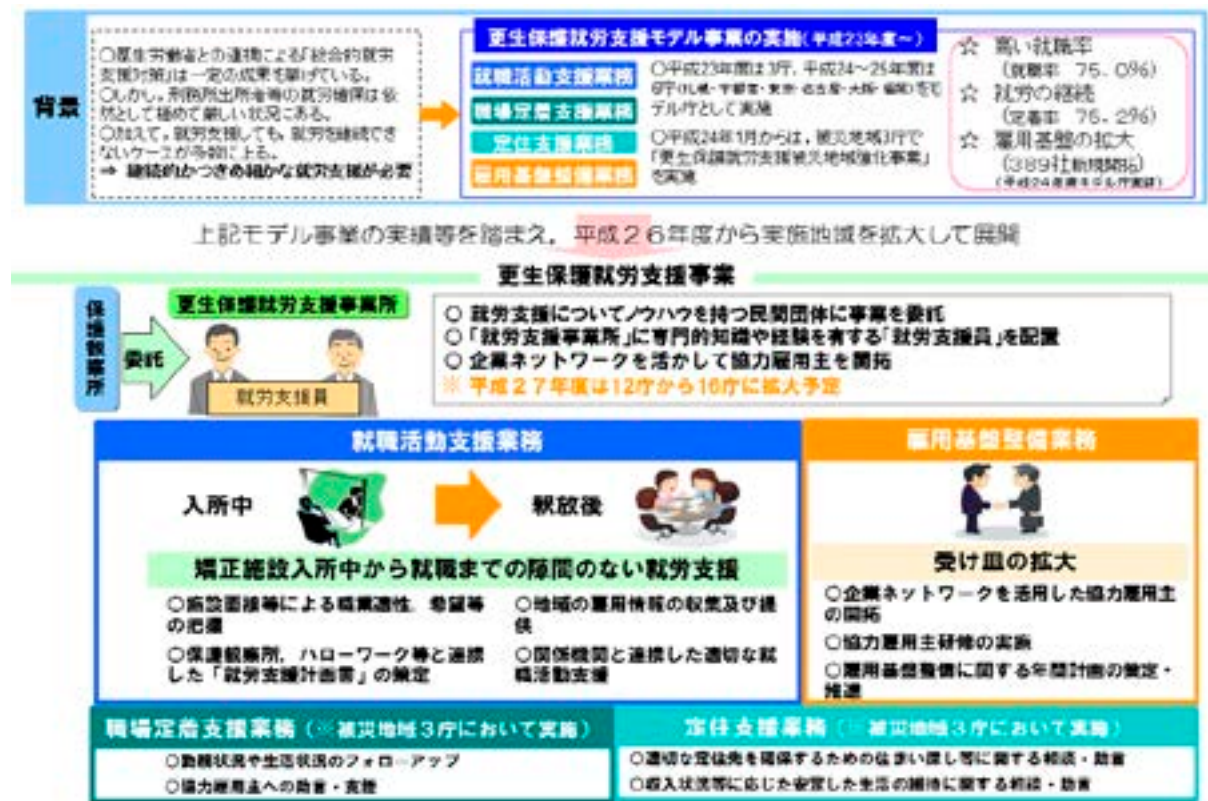
第2-3-13図 非行少年の処遇と社会復帰支援の概要



(出典) 法務省「犯罪白書」

保護観察所は、矯正施設や家族、学校と協力し、出院・出所後の少年の就労先の調整・確保に努めている。保護観察中の無職少年に対しては、その処遇過程において、就労意欲がない原因や意欲があっても就労できない理由、就労しても継続しない理由など、不就労の原因となっている問題点の把握に努め、その解消を図るための助言指導を行っている。平成26（2014）年度から本格実施してきた「更生保護就労支援事業」（一部の保護観察所が民間法人に委託し、矯正施設在院・在所中から就労に至るまでの、専門家による継続したきめ細やかな支援を実施するもの）について、平成27（2015）年度から実施庁を拡大する予定である（第2-3-14図）。さらに、協力雇用主¹¹⁷に対する支援の強化として、平成27年度から「就労・職場定着奨励金」及び「就労継続奨励金」を導入する予定であるほか、引き続き、出院・出所後の若者の雇用に理解を示すソーシャルファーム（労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体など）の開拓・確保に努めている。

第2-3-14図 更生保護就労支援事業の概要



(出典) 法務省資料

ハローワークは、少年院や少年刑務所等、保護観察所と連携して、出院・出所予定者や保護観察に付された少年を対象とした職業相談、職業紹介、セミナー・事業所見学会、職場体験講習、トライアル雇用といった就労支援を推進している。また、就労後の相談、問題点の把握、問題解決のための助言など、就労継続のための支援を行っている。

厚生労働省は、施設などを退所したが社会的自立が十分ではない若者に対し、日常生活上の援助や就業支援を行う「自立援助ホーム」（児童自立生活援助事業）の充実に努めている（第2部第3章第2節2(4)「施設退所児童の自立支援策の推進」も参照）。

117 第2部第4章第3節2「地域における多様な担い手の育成」を参照。